

岐阜県木材産業等高度化推進資金融資制度要綱

[昭和 54 年 10 月 30 日 経普第 496 号]

最終改正 令和 8 年 8 月 28 日 県流第 282 号

(目的)

- 第 1 条 岐阜県木材産業等高度化推進資金融資制度（以下「本制度」という。）は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため岐阜県内の木材の生産又は流通を担う事業者に対し、その行う事業の合理化を推進するのに必要な資金及び林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に必要な資金を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 本制度の取り扱いについては、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年 6 月 28 日法律第 51 号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和 54 年 6 月 30 日政令第 205 号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則（平成 5 年 7 月 28 日農林水産省令第 35 号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 82 号農林水産事務次官通知）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 83 号林野庁長官通知）及び関連通知に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(資金措置)

- 第 2 条 県は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内において、別表 1 に定める金融機関（以下「約定金融機関」という。）に資金の預託を行うものとする。
- 2 約定金融機関は、前項の規定により預託を受けた資金の額の 2 倍、3 倍又は 4 倍に相当する額の資金によりこの要綱による融資を行うものとする。

(貸付対象者等)

- 第 3 条 約定金融機関より貸付けを受けることができる者は次に掲げる合理化計画を作成し適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「合理化計画認定者」という。）又は林業を営む者で林業経営改善計画を作成し適当である旨の知事の認定を受けた者（以下「林業経営改善計画認定者」という。）とする。
- (1) 県内に住所を有する次に掲げる者が作成する木材の生産又は流通の合理化を図るための計画であって生産行程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするもの（以下「事業経営改善計画」という。）とする。
- ア 森林組合又は森林組合連合会
 - イ 森林所有者又はその組織する団体
 - ウ 素材生産業を営む者又はその組織する団体
 - エ 木材製造業を営む者又はその組織する団体
 - オ 木材卸売業を営む者又はその組織する団体
 - カ 木材市場を開設する者又はその組織する団体
- (2) 県内に住所を有する前号のアからカに掲げる者と次に掲げる者が共同で作成する合理化計画であって事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするもの（以下「構造改善計画」という。）とする。
- ア 前号のアからカに掲げる者
 - イ 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とするもの
 - ウ 建設工事業、大工工事業、家具製造業、パルプ製造業、紙製造業、電気業、インテリアデザイン業又は設計監理業の関連業種に属する事業を行う者又はその組織する団体
- 2 前項の合理化計画及び林業経営改善計画の認定及び変更の標準処理期間は 30 日以内とする。

(貸付資金の種類)

- 第 4 条 この要綱に基づき貸付けを行う資金の種類は、合理化計画認定者が当該認定に係る合理化を図るためにとるべき措置（以下「合理化措置」という。）を実施するのに必

要な資金で次の(1)から(2)に掲げるもの及び林業経営改善計画認定者が当該認定に係る措置（以下「林業経営改善措置」という。）を実施するのに必要な資金で次の(3)に掲げるものとする。ただし、木材産業等高度化推進資金の対象には、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切換えを除く。）は含まないものとする。

(1) 事業経営改善合理化資金

ア 素材生産等促進資金

森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限る。）、数人共同の事業体又は単独事業体（数人共同の事業体に単独事業体及びその他知事の認定した事業体を加えた事業体を以下「数人共同事業体等」という。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であつて、次に掲げるものとする。

- (ア) 素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費
- (イ) 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費
- (ウ) 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費
- (エ) 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）。

なお、(エ)の素材等の加工を行うのに必要な資金の貸付対象者は(ア)から(ウ)までのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。

イ 新規需要創出資金

- (ア) 木材の製造に係る事業体であつて(イ)に掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が、当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であつて、次に掲げるものとする。
 - a 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費
 - b 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費
 - c 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）
- (イ) 本資金の貸付対象となる木材の新規需要の創出に資する木材製品とは、次に掲げるものであつて、非住宅分野における木材需要の開拓、地域材の利用が低位な部材における地域材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるものとする。
 - a 製材
 - b 合板
 - c 集成材
 - d 単板積層材
 - e 防腐、防虫、耐火処理材
 - f 直交集成板
 - g 木質チップ、ペレット
 - h その他林野庁長官が承認した製品

(2) 木材高度加工資金

- (ア) 次に掲げる木材の製造に係る事業体が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費（地域材であってJAS材に係るものに限る。）とする。
- a 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上のもの
- (a) 集成材製造施設
- (b) 人工乾燥施設
- (c) 薬剤処理施設
- (d) プレカット加工施設
- (e) 廃木材破碎・再生処理施設
- (f) 製材用省力化設備
- (g) 合板用省力化設備
- (h) 木製組立材料製造用省力化設備
- (i) 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備
- b 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000立方メートル以上のもの
- c 木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行うもの
- (イ) 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき(ア)の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。
- a 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費
- b 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金
- (ウ) 貸付対象者は、契約、協定等に基づき素材若しくは木材製品を引取り、その加工を行うのに必要となる資金又は当該素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な資金を借り受けようとする者とする。

(3) 林業経営改善資金

ア 林業経営高度化推進資金

- (ア) 林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費とする。
- (イ) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は都道府県知事が認定した中核組合が素材生産を請負わせるのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃とする。

イ 伐採・造林一貫作業推進資金

- 森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。
- (ア) 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）
- (イ) 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施

設の使用料、作業委託費とする。

(貸付内容及び貸付条件)

第5条 前条の貸付資金の種類ごとの内容及び貸付条件は、次の各号に定めるもののほか、別表2に定めるとおりとする。

(1) 貸付けの方法

証書貸付、手形貸付、当座貸越又は電子記録債権貸付とする。なお、当座貸越については極度貸付方式とする。

(2) 返済の方法

約定金融機関の定めるところによる。

(3) 担保及び保証人

約定金融機関の定めるところによる。

(独立行政法人農林漁業信用基金による保証)

第6条 約定金融機関は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）による保証の活用を図ることにより、第4条に規定する資金の貸付を円滑かつ機動的に行うものとする。

(申込手続き)

第7条 資金の借入申し込みの手続きは、次の各号の定めるところによる。

(1) 申込窓口

約定金融機関とする。

(2) 借入申込書類

約定金融機関所定の書式とする。

(3) 添附書類

ア 知事の認定に係る合理化計画書又は林業経営改善計画書の写し

イ 当該資金が合理化措置又は林業経営改善措置に係るものであることを証する次の書類

(ア) 事業経営改善合理化資金

共同購入に係る売買契約書、売渡承諾書、売渡確約書、落札証明書等及び法人格のない団体にあつては、構成員別受益者分担表（別記第1号様式）

(イ) 木材高度加工資金

売買契約書、売渡承諾書、売渡確約書、落札証明書等

(ウ) 林業経営改善資金

上記(イ)の書類に同じ

ウ 信用基金の保証を必要とする場合にあっては、信用基金の債務保証依頼書、その他信用基金が必要と認める書類

(約定金融機関の遵守事項)

第8条 約定金融機関は、この要綱による貸付けについては、いかなる名義をもってするを問わず、歩積み、両建てを行ってはならない。

2 約定金融機関は、知事から合理化計画又は林業経営改善計画の認定の取消しの通知を受けた場合には、当該事業者に対するこの要綱による資金の貸付けを停止するものとする。

3 約定金融機関は、知事から合理化計画又は林業経営改善計画の認定の取消しの理由が著しく本制度の趣旨に反する旨の通知を受けた場合には、貸付契約書の定めるところに従い、この要綱により貸付けを行った資金の全部又は一部を期限前償還させるものとする。

(預託した資金の額の調整等)

第9条 知事は、第2条の規定により約定金融機関に預託した資金の効率的運用を図るために必要と認めたときは、当該資金の額を約定金融機関ごとに増減調整することができる。

2 知事は、約定金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、第2条の規定により預託した資金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第10条 約定金融機関は、年度の半期ごと（4月～9月、10月～3月）の融資状況を岐阜県木材産業等高度化推進資金貸付状況報告書（別記第2号様式。以下「報告書」という。）により、各半期末月の翌月の10日（10月10日、4月10日）までに知事に報告するものとする。

2 約定金融機関は、この要綱による貸付けを行った都度、借受者から岐阜県木材産業等高度化推進資金借入確認書（別記第3号様式）を徴し、年度の半期ごとに取りまとめ岐阜県木材産業等高度化推進資金借入確認書送付書（別記第4号様式）を添えて、報告書と共に知事に送付するものとする。

3 知事は、この要綱に基づく貸付けについて職員をして約定金融機関及び借受者について調査させることができる。

（経過措置）

第11条 この通知の施行前に認定された合理化計画に基づく木材産業等高度化推進資金の各資金の貸付については、なお従前の例による。

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則 （昭和54年10月30日経普第496号）

この要綱は、昭和54年11月1日から施行する。

附 則 （昭和55年3月29日経普第782号）

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 （昭和55年4月18日経普第77号）

この要綱は、昭和55年5月1日以降に貸付けた資金から適用する。

附 則 （昭和55年11月28日経普第571号）

この要綱は、昭和55年12月1日以降に貸付けた資金から適用する。

附 則 （昭和56年3月27日経普第781号）

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 （昭和56年5月15日経普第130号）

この要綱は、昭和56年5月18日以降に貸付けた資金から適用する。

附 則 （昭和56年12月12日経普第624号）

この要綱は、昭和56年12月15日以降に貸付けた資金から適用する。

附 則 （昭和57年1月26日経普第701号）

この要綱は、昭和57年2月1日以降に貸付けた資金から適用する。

附 則 （昭和57年7月8日経普第283号）

この要綱は、昭和57年7月10日から適用する。

附 則 （昭和59年1月5日林振第636号）

この要綱は、昭和59年1月10日以降に貸付けた資金から適用する。

附 則 （昭和59年8月20日林振第358号）

この要綱は、昭和59年8月20日から適用する。

附 則 （昭和60年10月1日林振第478号）

この要綱は、昭和60年10月1日から適用する。

附 則 （昭和61年3月13日林振第767号）

この要綱は、昭和61年3月17日以降に貸付けた資金から適用する。

附 則 （昭和61年4月25日林振第84号）

この要綱は、昭和61年4月25日以降に貸付けた資金から適用する。

附 則 （昭和62年1月8日林振第723号）

この要綱は、昭和62年1月12日以降に貸付けた資金から適用する。

附 則 （昭和62年6月5日林振第249号）

この要綱は、昭和62年6月5日以降に貸付けた資金から適用する。

附 則 （昭和63年7月7日林振第341号）

この要綱は、昭和63年7月7日から適用する。

附 則 （平成元年7月3日林振第341号）

この要綱は、平成元年5月29日以降に貸付けた資金から適用する。

附 則 （平成元年7月19日林振第404号）

この要綱は、平成元年7月20日以降に貸付けた資金から適用する。

附 則 （平成2年3月8日林振第1045号）

この要綱は、平成2年2月20日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成2年5月21日林振第163号)

この要綱は、平成2年5月14日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成2年12月6日林振第740号)

この要綱は、平成2年11月20日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成4年1月16日林振第778号)

この要綱は、平成3年12月27日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成4年6月15日林振第255号)

この要綱は、平成4年6月15日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成5年3月31日林振第977号)

この要綱は、平成5年4月1日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成5年11月30日林振第677号)

この要綱は、平成5年11月30日から適用する。
附 則 (平成5年12月15日林振第709号)

この要綱は、平成5年12月16日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成6年8月2日林政第364号)

この要綱は、平成6年8月2日から適用する。
附 則 (平成6年10月1日林政第460号)

この要綱は、平成6年10月1日から適用する。
附 則 (平成7年6月20日林政第293号)

この要綱は、平成7年7月3日から適用する。
附 則 (平成7年7月20日林政第380号)

この要綱は、平成7年7月25日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成7年11月8日林政第681号)

この要綱は、平成7年11月10日から適用する。
附 則 (平成8年1月31日林政第873号)

この要綱は、平成8年1月31日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成8年3月12日林政第1000号)

この要綱は、平成8年1月31日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成9年1月21日林政第997号)

この要綱は、平成8年11月15日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成10年7月17日林政第470号)

この要綱は、平成10年5月25日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成10年10月9日林政第790号)

この要綱は、平成10年10月12日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成11年2月1日林政第1137号)

この要綱は、平成11年2月1日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成11年4月12日農水第198号)

この要綱は、平成11年4月12日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成11年6月4日農水第573号)

この要綱は、平成11年6月7日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成12年3月7日農水第1985号)

この要綱は、平成12年3月7日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成12年9月20日農水第1042号)

この要綱は、平成12年9月20日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成13年4月16日農水第146号)

この要綱は、平成13年4月16日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成14年4月25日林第138号)

この要綱は、平成14年4月1日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成15年7月1日林第418号)

この要綱は、平成15年7月1日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成15年10月1日林第575号)

この要綱は、平成15年10月1日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成17年4月6日林第11号)

この要綱は、平成17年4月1日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成18年4月6日県流第16号)

この要綱は、平成18年4月10日以降に貸付けた資金から適用する。

附 則 (平成 18 年 9 月 11 日県流第 2 8 5 号)
この要綱は、平成 18 年 9 月 25 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成 19 年 3 月 28 日県流第 5 3 8 号)
この要綱は、平成 19 年 4 月 20 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成 20 年 4 月 1 日県流第 3 4 号)
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成 20 年 12 月 10 日県流第 4 6 5 号)
この要綱は、平成 20 年 12 月 22 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成 21 年 2 月 3 日県流第 5 4 2 号)
この要綱は、平成 21 年 2 月 16 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成 21 年 4 月 1 日県流第 8 号)
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成 21 年 11 月 6 日県流第 4 0 1 号)
この要綱は、平成 21 年 11 月 9 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成 22 年 4 月 1 日県流第 2 3 号)
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成 23 年 4 月 1 日県流第 8 3 号)
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成 24 年 3 月 26 日県流第 7 0 1 号)
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成 24 年 12 月 4 日県流第 4 6 4 号)
この要綱は、平成 24 年 12 月 12 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成 30 年 4 月 2 日県流第 2 号)
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成 30 年 11 月 20 日県流第 547 号)
この要綱は、平成 31 年 1 月 15 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (平成 31 年 2 月 19 日県流第 718 号)
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (令和 3 年 3 月 17 日県流第 808 号)
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (令和 7 年 2 月 26 日県流第 726 号)
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (令和 7 年 4 月 23 日県流第 68 号)
この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (令和 8 年 3 月 5 日県流第 725 号)
この要綱は、令和 8 年 3 月 12 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (令和 8 年 4 月 1 日県流第 2 号)
この要綱は、令和 8 年 4 月 27 日以降に貸付けた資金から適用する。
附 則 (令和 8 年 8 月 28 日県流第 282 号)
この要綱は、令和 8 年 9 月 4 日以降に貸付けた資金から適用する。

別表 1

約定金融機関	
名称	所在地
十六銀行	岐阜市神田町 8－2 6
大垣共立銀行	大垣市郭町 3－9 8
岐阜信用金庫	岐阜市神田町 6－1 1
農林中央金庫名古屋支店	名古屋市中区栄 2－3－6
益田信用組合	下呂市森 6 9 0－1
岐阜県信用農業協同組合連合会	岐阜市宇佐南 4－1 3－1

別表 2 (第 5 条関係)

資金の種類	資金内容	貸付条件
1 事業経営改善合理化資金(運転資金)	(1) 森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者(素材生産に係るものに限る。)、数人共同の事業体又は単独事業体(数人共同の事業体に単独事業体及びその他知事の認定した事業体を加えた事業体を以下「数人共同事業体等」という。)が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り(木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。)又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金(長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。)であつて、次に掲げるものとする。 (7) 素材生産を行うのに必要な資金であつて、施業集約化費用、立木購入代金(前渡金、予約金等を含む。)、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)及び作業委託費 (4) 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び素材の引取りに必要な輸送費 (9) 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び製材等の引取りに必要な輸送費 (5) 素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。) なお、(5)の素材等の加工を行うのに必要な資金の貸付対象者は(7)から(9)までのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。	利率 短期運転資金 年2.50(2.10)% 長期運転資金 年3.00(2.60)% ※林野庁長官が別に定めるところにより知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。)、単独事業体にあつては、大規模事業体(木材の年間取扱量がおおむね10,000m³以上の事業体をいう。以下同じ。)及び中規模事業体(木材の年間取扱量がおおむね3,000m³以上の事業体をいう。以下同じ。)への貸付けに係るものを除く。【4倍協調資金】 短期運転資金 年2.40(2.00)% 長期運転資金 年2.80(2.40)% ※単独事業体にあつては、中規模事業体への貸し付けに係るものに限る。【3倍協調資金】 短期運転資金 年2.15(1.75)% 長期運転資金 年2.30(1.90)% ※選定経営体及び大規模事業体への貸し付けに係るものに限る。【2倍協調資金】 償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内(うち据置期間1年以内) 貸付限度額 1億円 特認2億円 ※素材の年平均生産量10,000m³以上 ※素材の年平均引取量15,000m³以上 ※木材製品の年平均引取量20,000m³以上 特認4億円 ※素材の年平均生産量 15,000m³以上、かつ、森林経営管理法第37条第4項の規定する経営管理実施権の設定を受けていること又は同法第46条の規定による構想適合事業者であること ※素材の年平均引取量30,000m³以上 ※木材製品の年平均引取量40,000m³以上 特認5億円 ※素材及び木材製品の年平均引取量50,000m³以上

	(2)新規需要創出資金	(ア) 木材の製造に係る事業体であって(イ)に掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が、当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。 a 素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 b 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 c 素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。） (イ) 本資金の貸付対象となる木材の新規需要の創出に資する木材製品とは、次に掲げるものであって、非住宅分野における木材需要の開拓、地域材の利用が低位な部材における地域材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるものとする。 a 製材 b 合板 c 集成材 d 単板積層材 e 防腐、防虫、耐火処理材 f 直交集成板 g 木質チップ、ペレット h その他林野庁長官が承認した製品	利率 短期運転資金 年2.15(1.75)% 長期運転資金 年2.30(1.90)% ※【2倍協調資金】 償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内(うち据置期間 1年以内) 貸付限度額 1億円
--	-------------	---	---

2 木材高度加工資金	(7) 次に掲げる木材の製造に係る事業体が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費（地域材であってJAS材に係るものに限る。）とする。 a 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上のもの (a) 集成材製造施設 (b) 人工乾燥施設 (c) 薬剤処理施設 (d) プレカット加工施設 (e) 廃木材破砕・再生処理施設 (f) 製材用省力化設備 (g) 合板用省力化設備 (h) 木製組立材料製造用省力化設備 (i) 合板用原材料として広葉樹から針葉樹への原料転換を図るための機械設備 b 合併等により新たに設立された素材等の加工を行う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量がおおむね5,000立方メートル以上のもの c 木材JAS製品、乾燥材等の高度加工を行うもの (7) 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づき(7)の資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。 a 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費 b 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金	利率 短期運転資金 年2.15(1.75)% 長期運転資金 年2.30(1.90)% ※【2倍協調資金】 償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内(うち据置期間1年以内) 貸付限度額 1億円 特認2億円 ※JAS材の製造を行う者
-------------------	---	---

3 林業経営改善資金	(1)林業経営高度化推進資金（運転資金）	(7) 林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費とする。 (i) 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体又は都道府県知事が認定した中核組合が素材生産を請負わせるのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃とする。	利率 短期運転資金 年2.50(2.10)% 長期運転資金 年3.00(2.60)% ※【4倍協調資金】 償還期限 短期運転資金1年以内 長期運転資金5年以内 （うち据置期間1年以内） 貸付限度額 1億5千万円 特認4億円 ※造林の年間施業面積500ha以上
	(2)伐採・造林一貫作業推進資金	森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。 (7) 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。） (i) 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費とする。	利率 短期運転資金 年2.40(2.00)% 長期運転資金 年2.80(2.40)% ※選定経営体への貸付けに係るものを除く。【3倍協調資金】 短期運転資金 年2.15(1.75)% 長期運転資金 年2.30(1.90)% ※選定経営体への貸し付けに係るものに限る。【2倍協調資金】 償還期限 短期運転資金1年以内 長期運転資金5年以内 （うち据置期間1年以内） 貸付限度額 2億円 特認4億円 ※素材の年間平均生産量が10,000m3以上

（注1）貸付利率の括弧内は、独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証がある場合。

（注2）短期運転資金は、資金の回収が1年以内のもの。長期運転資金は、資金の回収が1年を超えるもの。

別記第 1 号様式（第 7 条関係）

構成員別受益分担表

区分	構成員内訳				計
	氏名	氏名	氏名	氏名	
共同事業量	□	□	□	□	□
必要資金額	千円	千円	千円	千円	千円

年の共同事業の構成員別の受益分担は、上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

代表者氏名 □

別記第2号様式（第10条関係）

岐阜県木材産業等高度化推進資金貸付状況報告書
(上・下半期分< 年 月～ 年 月>)

年 月 日

岐阜県知事 様

金融機関名
代表者氏名

1 資金種類別貸付状況

☐ 4倍協調資金（単位：千円）

資金の種類	上・下半期末 貸付残高(A)		上・下半期 貸付(B)		上・下半期 償還(C)		上・下半期末 貸付残高 (D=A+B-C)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
○事業経営改善合理化資金 ・ 素材生産等促進資金								
○林業経営改善資金 ・ 林業経営高度化推進資金								
合計（a）								

■ 3倍協調資金

資金の種類	上・下半期末 貸付残高(A)		上・下半期 貸付(B)		上・下半期 償還(C)		上・下半期末 貸付残高 (D=A+B-C)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
○事業経営改善合理化資金 ・ 素材生産等促進資金								
○林業経営改善資金 ・ 伐採・造林一貫作業推進資金								
合計（b）								

・ 2倍協調資金

資金の種類	上・下半期末 貸付残高(A)		上・下半期 貸付(B)		上・下半期 償還(C)		上・下半期末 貸付残高 (D=A+B-C)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
○事業経営改善合理化資金 ・ 素材生産等促進資金 ・ 新規需要創出資金								
小計								
○木材高度加工資金								
○林業経営改善資金 ・ 伐採・造林一貫作業推進資金								
合計（c）								
総計（a+b+c）								

2 当該期間償還者の状況

資金の種類	認定番号	借受者氏名	償還金額	備考

別記第3号様式（第10条関係）

岐阜県木材産業等高度化推進資金借入確認書

年 月 日

岐阜県知事 様

借入者 住 所
企 業 名
代表者氏名

本日、岐阜県木材産業等高度化推進資金を 本（支）店から、次のとおり借入れました。

記

- 1 資金の種類
- 事業経営改善合理化資金

素材生産等促進資金

素材生産等促進資金

素材生産等促進資金

新規需要創出資金

○ 木材高度加工資金

○ 林業経営改善資金

林業経営高度化推進資金

伐採・造林一貫作業推進資金

伐採・造林一貫作業推進資金

(4倍協調)

(3倍協調)

(2倍協調)

(2倍協調)

(2倍協調)

(2倍協調)

(4倍協調)

(3倍協調)

(2倍協調)

(短期、長期)

(短期、長期)

(短期、長期)

(短期、長期)

(短期、長期)

(短期、長期)

(短期、長期)

(短期、長期)

(短期、長期)
- 2 借入金額 金 円
- 3 借入期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 償還方法
- 5 借入利率
- 6 債務保証 有 ・ 無

別記第4号様式（第10条関係）

岐阜県木材産業等高度化推進資金借入確認書送付書
（上・下半期分＜ 年 月～ 年 月＞）

年 月 日

岐阜県知事 様

金融機関名

代表者氏名

岐阜県木材産業等高度化推進資金借入確認書を別添のとおり送付します。

記

件